

## 生活保護世帯等水道料金減免申請書


(あて先) 千葉市長

申請者 住所  
ふりがな  
 氏名  
 (※)法人の場合は、記名押印してください。  
 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない  
 場合は、記名押印してください。  
 連絡先電話番号 ( )  
 連絡先電子メールアドレス  
 @

千葉市水道給水条例第39条の規定により、水道料金を減免されたく次のとおり申請します。  
 なお、水道料金の減免適用の事由が消滅したときは、直ちにその旨お届けします。  
 また、水道局が行う免除に関する確認事項に下記関係機関が回答することに同意します。

使用者番号		最近の上下水道料金納入通知書兼 領収証等に記載されている番号をご 記入ください。
道順番号		
<small>ふりがな</small> 使用者氏名		
使用場所	千葉市	区

減免事由に 係る受給(認定) 対象者	<small>ふりがな</small> 氏名	
	生年月日	
減免事由 (該当する番号に○ をしてください)	1.生活扶助 2.教育扶助 3.住宅扶助 4.医療扶助 5.児童扶養手当 6.特別児童扶養手当 7.身体障害者(1級又は2級) 8.知的障害者 (重度以上) 9.精神障害者(1級) 10.寝たきり老人 11.社会福祉施設	

保健福祉セン ター所長等の 資格証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 
---------------------------	---

1 社会福祉施設については、社会福祉法第2条第2項第1号から第4号に規定する社会福祉事業を行う施設とします。  
 2 減免事由が7~10に該当するもので、申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税(ただし、当該市県民税が  
 確定していないときは、前々年の所得に係る市県民税とする。)を賦課された者がいる世帯(同居の世帯を含む。)は減免  
 できません。

3 減免事由が7~9(非課税世帯に限る)のいずれかに該当する場合は、下水道使用料の減免も併せて対象となります。  
 ※下水道使用料減免申請書の提出は必要ありません。

#### 4 添付書類

(1) 減免事由の証明となる手帳などの写し又は保健福祉センター所長等の証明(上記確認欄への押印)

(2) 減免事由が6~10に該当する方

・課税調査同意書兼世帯構成届

減免事由が6の場合で、世帯に減免事由7~9に該当する方がいない場合や課税世帯の場合、提出は不要です。

・世帯全員(同居も含む)の市県民税非課税証明書

課税調査同意書兼世帯構成届にて同意があった場合、市で課税調査をしますので提出は不要です。

ただし、市外からの転入等で、申請を行う年の1月1日(1月~6月中旬までに申請する場合は前年の

1月1日)に千葉市に住民登録がない方は、前住所地の市町村長が発行する市県民税非課税証明書が必要です。